

# GLOBE

グローブ 2021年10月

107



(公財) 世界人権問題研究センター

# バザールカフェ

## —居場所づくりと伴走型支援—



烏丸今出川近くの宣教師館にカフェが登場したのは1998年のこと。日本基督教団京都教区とバザールカフェ運営委員会の共同プロジェクトとして居場所づくりがはじまった。中心となった故・榎本てる子牧師のほか、キリスト教関係者やアーティスト、医療・福祉関係者、HIV/AIDSや滞日外国人支援の活動にたずさわる人びとの協働である。

バザールカフェはつぎのような理念のもとに、非営利での活動を続けている。性的指向や性自認、年齢、国籍・民族、病気・依存症など、さまざまな現実を生きる人びとが“ありのまま”の姿で受け入れられ、それぞれの価値観が尊重されること。そして、従来のカフェの概念を拓げ、人が出会い、交流し、情報交換や多様な活動への窓口となること。そのため、滞日外国人や病を抱える人たちなど社会参加の機会が制限される人びとに就労の機会を提供し、大学生などのボランティアが社会問題を学ぶ機会をも生み出している。

公式サイト <https://www.bazaarcafe.org/>



# GLOBE

GLOBE No. 107 2021.10 目次

グラビア	バザールカフェ —居場所づくりと伴走型支援—	24
連載	新しい人権問題への対応(その二二)……大谷 貴	2
外部寄稿	京都市国際都市ビジョンについて……小田 佳美	4
連載	世界の人権はいま —普遍的定期審査の現場から—(その十八)……坂元 茂樹	6
研究報告	ヘイトスピーチと「個人の尊厳」……奈須 祐治	8
研究報告	人権の一視点—主体性の尊重— 障害のある人の芸術活動……重光 豊	10
研究報告	人種差別撤廃条約の発効から 四半世紀を経て……村上 正直	12
研究報告	性的マイノリティと子育てについて、 S・ゴロンボクの研究に学ぶ —オルタナティブな子育ての模索—……有田 啓子	14
研究報告	日本企業のビジネスと人権の取り組みについて…… Business & Human Rights Resource Centre 日本代表の四年半を振り返って……高橋 宗瑠	16
研究報告	人権問題を研究する意味 —専任研究員五年間—……呉 永鎬	18
人権の窓	ツラッティ千本 —人権資料展示施設の未来—……北條 昌代	20
事業案内	ふれあい共生館	22
事業案内	センター事業案内	24
事業案内	2021年度 人権大学講座	(裏表紙裏)
事業案内	出版刊行物案内	(裏表紙)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。  
 ■表紙のテーマ「表現することで私になれる」・・・作品名「無題」  
 ■「天才アート」(特定非営利法人障害者芸術推進研究機構)提供 佐野靖文 1970年生まれ

## 新しい人権問題への対応（その二）



研究センター理事長  
学校法人同志社前総長

### 大谷 實

今回は、新型コロナウイルス禍に関連する人権問題を考えてみることにします。我が国で二〇二〇年一月に発生した新型コロナウイルスについては、感染防止のためのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言に基づいて、我が国の政府および自治体を中心に様々な対策が講じられてきていることは、ご案内の通りです。

しかし、現在実施されている飲食店等の時短営業や休業の要請・命令といった営業の自由にかかる対策が、どういう仕組みで実施されているかについては、余り知られていないようですので、今回はその骨子を説明し、人権上問題となる点を考えることにします。

ベスト、ジフテリア、コレラ等の感染症の予防等にか

かる基本的な法律は、一九九八（平成一〇）年に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）ですが、当面問題となっている新型コロナウイルス対策にかかる法律は、二〇一二（平成二四）年に制定され、二〇二一（令和三）年に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）です。

この特措法によりまずと、新型インフルエンザ等が発生し、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるときは、政府は対策本部を設置し、内閣総理大臣が対策本部長となつて、期間と区域とを示して緊急事態宣言を発出することとしています（三二条）。それを受けて、都道府県知事は住民に対して「生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないこと」（四五条一項）、学校や社会福祉施設など「多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止」（同条二項）を要請することができますとされています。このような法律上の条項に基づき、都道府県知事は、学校や施設の使用制限・停止、飲食等の事業者に対する時短営業・休業、イベントの中止命令、住民に対する外出自粛、感染防止に必要な協力と

いった指示や命令を行うことにしています。そして、指示や命令に従わないときは、事業者に対し五〇万円以下の過料を課すとともに、よって生じた損害については、公的な補償をすることになっています。

現行の特措法は、新型コロナウイルス禍が一向に収束しないところから、二〇二〇年四月の第三波を受けて、やや唐突に今年の二月に改正されて施行されたものですが、時短営業の命令に従わない事業者に対する制裁を課すこととしたものです。その際、過料とするか罰金とするかで議論がありました。事業者から見ますと、正当な事業を営んでいる者に対し、時短営業や休業について制裁を課して強制するのは、憲法二二条の定める基本的人権すなわち経済的自由権の侵害となることは疑いありません。

それだけではありません。特措法四五条は、「生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと」を要請することができます。居住・移転の自由を侵害することにもなります。私たちは、新型コロナウイルスへの政府や自治体の対応の多くは、国民的基本的人権である自由権の侵害と隣り合わせで展開されていることを自覚する必要があります。

もとより、新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人

との接触を媒介とするものですから、それを抑止するためには、人の行動の自由を規制する必要があることは疑いありません。「自由権は、絶対的なものである」から、自由を規制する政策はすべて誤りだということにはなりません。

しかし、必要だから規制するというのでは「自由」を守ることはできません。憲法一三条が、「生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定しているゆえんです。

我が国の感染症対策は、こうした憲法の精神に基づき、「感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものでなければならぬ」という（感染症法二二条の二）として、極めて謙抑的な態度で臨んでおり、人権上適切な方針を貫いているといつてよいかと思えます。

しかし、東京オリンピック開催に相前後して、東京都を中心に感染が拡大し、本稿の執筆時点では「災害レベルの非常事態であり制御不能」の状況に陥っており、「自分の身は自分で守る感染予防のための行動が必要である」とも言われています。それでは、これからどうすればいいのか。新型コロナウイルスの今後の展開を踏まえて、次回に検討することにします。

## 京都市国際都市ビジョンについて

京都市総合企画局  
国際交流・共生推進室副室長

小田 佳美

「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市」。昭和五三年に「世界文化自由都市宣言」で掲げたこの都市理念を裏付けるように、京都市は、永きにわたり日本の文化首都として、日本の伝統文化の土台を築くとともに、諸外国との交流を通して多様な価値観を吸収し、その伝統の上に絶えず新しい文化を生み出し、都市を発展させてきました。同時に、幾度となく大きな自然災害や疫病、戦乱などを経験しながらも、その度に更に発展し、乗り越えて輝き続けてきたまちでもあります。

昨今、地球規模で新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われ、世界中で渡航や交流が制限されるなど、社会的・経済的に甚大な影響が及んでいます。京都市におい

ても、このコロナ禍と、さらには財政危機という二つの大きな困難に直面しています。このような厳しい状況下において、京都市が成長し続けていくためには、世界の活力を取り込みながら、多様な価値観に触れる機会を生み出し、新たな価値を創出し続けることが必要であると考えています。また、様々な危機に際し、国籍を問わず世界の人々と知見を共有し、海外の都市との関係を構築しながら、あらゆる困難を乗り越えていくことが重要であり、これこそ都市のレジリエンスだと考えます。

こうした考え方を基に、本市は令和三年三月、多文化が息づくまちづくりを進め、世界の都市「KYOTO」として成長していくための指針として、市民の皆様や国際交流・多文化共生に係る関係機関・団体の皆様・外部有識者会議の委員の皆様からの御意見等を踏まえ、「京都市国際都市ビジョン」を策定しました。

これまで、本市は、京都市国際交流推進大綱（平成二年～平成八年）、京都市国際化推進大綱（平成九年～平成一九年）及び京都市国際化推進プラン（平成二〇年～令和二年）を策定・実行し、着実に国際化を進めてきました。しかし現在、個別の事業の課題等にとらわれることなく、急速に変化する国際情勢に対し、より柔軟に政策を進めることが求められています。そこで、今回策定した京都市国際都市ビジョンでは、これまでの一つ一つの事業の進捗を図る「プラン」から、本市が目指す四つの国際都市像を掲げ、この実現に向けた取組の方向性を示す「ビジョン」へと見直しを図りました。

△京都市が目指す四つの国際都市像▽

- 一 世界を魅了し、多種多様な人々が集まるまち
- 二 海外都市との連携が強まり、国際社会に貢献するまち
- 三 ささまざまな世代で国際交流や多文化共生の意識が高まり、国際感覚をもった人が育つまち
- 四 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっていくまち

また、このビジョンには、目指すべき都市像だけでなく、外国籍市民等が安心・快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、本市が都市間交流や経済活動を通じて国際社会に貢献しながら成長し、市民生活を豊かにしていくための「未来への投資」と考える「国際的な事業を展開する意義」を提示しました。これは、国際的な事業に取り組むことは、すぐには効果が表れずとも、将来的に市民生活に豊かさをもたらすものであることを示すとともに、市民の皆様をはじめ、関係機関・団体等の皆様に、他人事ではなく、自分事としてとらえてもらい、ともに進めていきたいという意味を込めたものです。

△国際的な事業を展開する意義▽

- 一 世界の活力を取り込む
- 二 多様な価値観に触れる機会を生み出す
- 三 国際社会における都市ブランド力を高める
- 四 都市のレジリエンスを高める

さらに、このビジョンの実現に向けた推進体制として、市役所における既存の庁内会議と、新たに設置した外部有識者会議とを有機的に連動させる体制を構築しました。庁内会議で全庁横断的に情報共有・事業の協働に取り組み、一方で、外部有識者会議で取組状況を報告し、専門的知見からの御意見を聴取の上、これを既存の事業や新規事業に反映させ、実施後はしっかりと評価し、更にブラッシュアップする。こうしたサイクルをしっかりと回すことで、国際的な事業を効果的・効率的に展開していきます。

策定はゴールではなく、新たなスタートだと考えています。このビジョンで掲げる国際都市像を実現させ、多様な文化的背景・国籍を含めたあらゆる市民の皆様的生活を豊かにするとともに、国際社会にも貢献し、平和な世界の構築にも寄与する。その強い信念のもと、全庁で連携し、市民の皆様と力を合わせ、世界の都市「KYOTO」としての成長を目指して全力を尽くしてまいります。

(参考) 京都市国際都市ビジョンの詳細(京都市情報館「広報資料」ページ)

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000283160.html>



## 世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その十八)



研究センター所長  
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

今回は、日本の人権問題としてよく取り上げられる死刑制度について考えてみたい。第一回普遍的定期審査（UPR）では、日本の死刑制度に対して、国連総会で採択された決議六二／一四九に従って、死刑執行停止の導入と死刑廃止のための制度の早急な見直し、さらに刑罰に仮釈放のない終身刑を追加することが、イギリスなど各国によって勧告された。死刑モラトリアム決議と呼ばれる二〇〇七年一二月に採択された先の決議は、「死刑による犯罪の抑止力については決定的な証拠がなく、冤罪や誤審で死刑が執行された場合は不可逆的かつ回復不能である」（前

文）と述べ、死刑存置国に死刑を廃止するために死刑執行のモラトリアムを求めている（二項（d））。

これに対して日本代表団は、審査の冒頭、「日本人の大多数が極めて悪質な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、死刑を科することもやむを得ず、死刑の廃止は適当ではない」との立場を明らかにした。実際、日本では、二〇二〇年一月七日に公表された「基本的法制度に関する世論調査」で、「死刑もやむを得ない」と回答した者は八〇・八%であった。日本国民は死刑を支持していると言える。しかし、死刑制度は世論のみで決定すべき問題ではない。また、日本政府がそうした世論を変えるために何を行っているかも問われるべき問題である。

また、死刑執行停止の導入については、日本は、審査中に、「死刑確定者に死刑が執行されないという期待をいったん持たせながら、後に死刑が執行される



ことになったと告知することは、極めて残酷である  
と考える」と述べて、これに反対した。

さらに仮釈放のない終身刑に関しては、「日本は、  
受刑者の人格を破壊する可能性がある残酷で問題の  
ある制度であると考えており、それゆえそのような  
制度の導入は極めて慎重に検討する必要がある」と  
述べて、これに反対した。先の世論調査でも、この  
問題について、「死刑を廃止しない方がよい」と回答  
した者は五二・〇%であった。

二〇一九年末現在、死刑廃止国は一〇六カ国、一〇  
年以上死刑が執行されず事実上死刑を廃止している  
国が二八カ国である。このように、法律上、事実上  
の死刑廃止国は合計一四二カ国で、国連加盟国一九三  
カ国の三分の二に当たる。

経済協力開発機構（OECD）加盟国三七カ国中、  
死刑存置国は日本、米国、韓国の三カ国である。こ  
のうち、韓国は死刑執行を二〇年以上停止している  
事実上の死刑廃止国である。日弁連の調査によれば、

米国では五〇州のうち二二州が死刑を廃止し、死刑  
存置州は二八州で、このうち一一州が事実上の死刑  
廃止州で、四州では執行の権限をもつ知事が死刑の  
執行停止を宣言しているという。つまり、先進国の  
中で、国家として死刑を統一して執行している国は  
日本のみという状況である。

二〇二〇年一月、今回で八回目となる死刑モラト  
リアムを求める国連総会第三委員会の決議が一二〇  
カ国の賛成で成立した。三九カ国の反対国の中には、  
アジア太平洋地域のアフガニスタン、ブルネイ、中国、  
インド、日本、モルディブ、北朝鮮、パプアニュー  
ギニア、シンガポール、トンガの一一カ国が含まれ  
ている。この決議は、シンガポールが提案した「す  
べての国は適切な刑罰の決定をはじめとする独自の  
法制度を構築する主権的権利をもつ」との修正案を  
否定する形で成立した。このことは、死刑制度は各  
国の主権事項であるとの考えが否定されたことを意  
味する。

## ヘイトスピーチと「個人の尊厳」



西南学院大学教授

奈須 祐治

筆者が昨年12月に行った報告では、中学生に対する民族差別的言明を含むインターネット上の記事の違法性が争われた事件の地裁判決を取り上げ、日本国憲法一三条・一四条がどのような規範を含み、具体的事案におけるヘイトスピーチがそれぞれをどのように、どの程度侵害するのかを明らかにすることに努めた（以下、中学生を「控訴人」、記事執筆者を「被控訴人」。筆者はとりわけ、①被控訴人の言動が憲法一三条が保障する「個人の尊厳」の核心を侵害すること、②それが憲法一四条が禁止する差別のうち最も悪質な態様によるものであることを論じた。そして、③本件言動は個別の人格権ではなく、端的

に「個人の尊厳」の直接的な侵害とみなされるべきことを主張した。

「①について」本件言動はいくつかの点で、憲法一三条が保障する「個人の尊厳」の核心部を侵害するものだった。第一に、被控訴人の言明の中に、控訴人個人の性格や特徴、成果や功績に対する評価は全く含まれておらず、控訴人が在日コリアンであるという一事を捉え、控訴人を攻撃するものだった。この言動は控訴人の人格を真つ向から否定するものだったといえる。第二に、被控訴人は控訴人の氏名を通名と決めつけて非難を加えた。このような決めつけは、控訴人のアイデンティティに係る自律的選択への攻撃であった。第三に、本件言動はインターネット上のブログで行われたもので、社会に広く伝播する潜在性をもっていた。このように公的な場で対象者の人格を否定することは、当人の日常生活に支障を来しうる。この点で被控訴人の言動は、日常生活における控訴人の活動の自由を奪うものだった。それだけでなく、控訴人が発育途上でアイデンティティも十分に確立していない未成年者だったことを踏まえると、本件記事は、控訴人が「自己の生の作者」（佐藤幸治）となるのに不可欠な、長期的な視点からの目的設定を妨げる可能性すら

あった。第四に、本件記事は、神奈川新聞が配信した控訴人に関する公的活動（ラップを通じた平和へのアピール）に関してなされたものだった。被控訴人の言動は、こうした政治的メッセージを含んだ控訴人の活動を萎縮させる性格をもち、控訴人の公的活動をも否定する側面があった。第五に、本件記事には控訴人を「悪性外来寄生物種」等と称する発言が含まれており、控訴人の人間の尊厳を否定する性格をも有していた。

〔②について〕 本件言動は以下の点で、憲法一四条が禁止する差別のうち最も悪質な態様によるものだった。第一に、本件言動は、控訴人を差別することによってその尊厳を侵害するものであったが、この差別は控訴人にとって変える余地のない控訴人の民族的ルーツを直接攻撃するものだった。これは典型的に、当人の変更できない要素に基づく差別だった。第二に、本件言動は、アイデンティティの中核的要素たる民族的属性への攻撃だった。第三に、本件言動は、在日コリアンの二級市民性の再生産に寄与する性格を濃厚に帯びるものだった。以上の点に加え、本件の発言は、在日コリアン、及び控訴人個人に対する客観的な判断や評価を一切含んでおらず、在日コリアンに対する敵意のみに基づくものであった。

〔③について〕 以上のことから、本件言動は端的に憲法一三条の「個人の尊厳」の直接的な侵害とみなされるべきであった。ハンセン病訴訟に関する熊本地判平一三五・一〇一判時一七四八号三〇頁は、「人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性〔を〕大きく損なうような「人権制限の実態は、単に居住・移転の自由の制限ということで正当には評価し尽くせず、より広く憲法一三条に根拠を有する人格権そのものに対するもの」とらえるのが相当である」と判示した。本件の法益侵害は、個別化された法益ではなくその根源にまで至っているという点で、これと同質の被害が生じていたといえる。

以上のように、被控訴人の言動は最も悪質な態様の差別によって個人の尊厳を侵害するものであった。それゆえ、本件言動は憲法一三条の個人の尊厳を直接的に侵害するものだった。ちなみに、英語圏の法学文献では、尊厳の概念は曖昧かつ多義的であるという指摘が広くなされている。この議論について直ちに明確な解答を示すことができないが、被控訴人の言動は個人の尊厳の核心部分を典型的に侵害するものであったので、少なくとも本件では尊厳概念の曖昧さは問題にならない。

## 人権の一視点〈主体性の尊重〉 障害のある人の芸術活動



研究センター研究員  
特定非営利活動法人障害者  
芸術推進研究機構副理事長

重光 豊

一九八〇年、WHO（世界保健機構）は「ICIDH（国際障害分類）」を作成・発表し、翌八一年の「国際障害者年」、八二年の「国連・障害者の十年」において、八三年〜九二年の「国連・障害者の十年」において、社会への「完全参加と平等」へ加盟各国の取組を促しました。二〇〇一年には、それまでの取組を踏まえ新たに「ICF（国際生活機能分類）」を採択し、日本においてもこの概念規定を検討・採用し、二〇一一年の改正障害者基本法に盛り込まれました。この中で、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化そ

の他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」（同改正法三条一項）と明記し、それまでの障害を個人の機能不全や能力低下の問題と捉えていたことから、個人の生活機能等に不利を生じさせるような「社会環境」の改善を進め、地域社会での生活や活動を重視する方向へ変わってきました。

今日、「共生社会」ということがいわれ、障害のある人の社会参加の機会が増えてきています。しかしそうした機会において、主体性が発揮できる内容や環境はまだ十分とは言えません。いまだに、本人の意思や能力の確認が不十分であったり、今ある環境条件に適合させようとしたりしていることがあります。人にとって障害のあるなしに関わらず、生活の中には自らの興味・関心や才能を育める活動は大切であり、それが自由にできる環境があれば自己肯定感を生み自己実現につながります。

主体性や才能を発揮できる点で芸術創造の分野はふさわしいといえます。実際、障害のある人の芸術活動やその作品が近年世界的に注目を集めており、本誌でも二〇一八年から表紙絵に作品が採用されています。作品

が注目されるのは、芸術創造に特異な才能を發揮する人が少なからずあり、そのきわめて個性的なテーマや作風、色彩感覚やデザインの感性、特長的な制作過程などについての芸術的評価が高まっていることにあります。また、そうしたテーマや作風が揺らぐことなく十年、二十年、三十年と持続する創造のエネルギーも注目されています。

例えば、筆者が関与するNPOが運営するアトリエに所属する作家で、セロテープを、袖をまくり上げた内腕に貼り付けた後それをパイプ様に巻き取り、巻き取ったものをくつつけていき、その行為を繰り返して一日に二十〜三十本の塊ができます。これを一年続けると、直径が六十〜七十センチメートルのサンゴ礁のような形状に至り、誰もが「目にしたこともない」作品ができます。彼女はそうした作品を意図して創っているというよりは、セロテープを「腕に貼り付ける」、それを「うまく巻き取る」、そして「くつつけていく」という一連の「行為を愉しんで」いるのです。そうした行為の結晶として「世界に類例のない」作品が生まれるのです。

所属作家四十名の創作過程を見てみると、誰もが下絵や下書き、構想を練ることもなく、いきなりキャンバスなどに描き始めます。脳裏に自身のテーマと造型イメージが常にあり、直観にしたがって創作が進んでいきます。芸術創作活動は極めて主体的な活動であり、画材やテーマ、表現方法などについて厳格なルールや縛りもなく、自身の興味関心が尊重され才能が發揮できる場があり自由に創作活動できる環境があれば、実に多彩な作品が生まれます。作品には力があり美的な価値があります。京都のアトリエから生まれた作品は、海外の美術館やギャラリーからも注目され問い合わせや引き合いが来ています。自らの作品が売れることは、より高い「社会参加」であり経済的自立のレベルアップにもつながります。これから十年後の光景がますます楽しみです。

\*作品アーカイブ事業など、作家に著作料を支払うことで自立と社会参加につなげています。「グロープ」表紙掲載作品についても今年度、第一〇五号から同事業に協力しています。

# 人種差別撤廃条約の発効から 四半世紀を経て



研究センター研究員  
大阪大学大学院教授

村上 正直

## 一、人種差別撤廃条約と日本法

人種差別撤廃条約（以下「条約」といいます）は、一九六五年に国連総会によって採択され、六九年に発効しました。日本は一九九五年に条約に加入し、条約は翌九六年に日本について発効しました。日本の法制度では、条約は国内法と同等の効力をもちます。条約が日本法の一部となつてから二五年がたったことになりました。その間、何か変化があったのでしょうか。「変わりつつある」というのが私の答えです。この点について、「私人間の人種差別の禁止」と「ヘイトスピーチの規制」とに分けて概観してみます。

## 二、私人間の人種差別の禁止

**【従来の状況】** 日本には、人種差別を包括的に禁止する法令はありません。特に、私人間の差別がよくみられるマンションなどへの入居や店舗の利用、就職などの場面ではそうです。政府は、法令による規制が客観状況からみて必要はないといっています。その結果、裁判では、法令上の手がかりがないために、よほどの場合でなければ被害者の側が勝訴するみこみはありませんでした。

**【変化の兆し】** 変化は、まず裁判所からおこりました。その最初のものは一九九九年の静岡地裁浜松支部判決や二〇〇二年の札幌地裁判決でした。いずれも外国人に対する入店・入場拒否の事案ですが、裁判所は、条約を用いて被害者側勝訴を導きました。それ以降、同種の裁判例がいくつもあり、少なくとも入店・入場拒否事案では勝訴するようになってきています。立法の場では、二〇〇二年に国会に提出された「人権擁護法案」がありました。同法案は、人種差別などを一般的に禁止したものでした。これは廃案となりましたが、政府が、私的人種差別を法律により禁止されるべき行為と認めたことが重要です。自治体レベルでは、世田谷区の条例（二〇一八年）や国立市の条例（二〇一九年）などがあります。

このような動きをみると、私人間において人種差別を受けない利益が、私的自治や契約自由の原則、営業の自由や財産権などと等価か、又は前者が優越する状況に

なつてきているように思います。

### 三、ヘイトスピーチの規制

【従来の状況】 条約第四条は、人種優越主義などの表現行為や人種差別の扇動などの禁止を求めているのですが、日本は、この規定に留保を付しました。留保を付したことによって、日本は同条の規制を行う国際的義務を負わなくなりました。表現・結社の自由と抵触するような措置はとることができないという理由です。日本は、この留保を撤回するつもりはないと明言しています。政府は、私人間の差別の場合と同様に、ヘイトスピーチの法規制は必要ではないとする立場をとりました。

【変化の兆し】 変化は、ここでも裁判所から生じました。二〇一三年以降の「在特会」関連の一連の裁判例がそれです。これらの損害賠償請求事件において、ヘイトスピーチの被害者が勝訴し、損害賠償の請求が認められるようになりました。立法の場では、二〇一六年、国は「ヘイトスピーチ解消法」を制定しました。また、自治体レベルでは、大阪市のヘイトスピーチ規制条例（二〇一六年）や東京都の条例（二〇一八年）などがあります。

ヘイトスピーチの規制は、表現・結社の自由と差別の禁止規範や平穏な生活を送る権利との調整の過程で、後者の価値が従来よりもより重視されるようになってきた

こと、つまり価値序列が変わってきたことを示すものだと思います。

### 四、今後の課題

最後にこれまでのまとめと今後の課題を示しておきます。まず、条約が日本法の一部となって以降、日本の社会は変化しつつあるといえます。そこには競合する価値の調整という難しい問題を含みますが、差別禁止規範やそれに関連する価値・利益の比重が増しているように思います。ただ、人種差別の禁止やヘイトスピーチの規制に反対したり、これに対抗する動きもあります。これらの主張や動きにも真摯に考慮すべき事柄が含まれます。困難な調整の努力は今後も続いていくものと思います。

次に、私人間の差別の規制の分野では、国レベルで包括的な人種差別禁止法がないことが問題です。裁判所でも、訴訟を提起しなければ、被害の救済はありません。その結果、泣き寝入りになる事例は多いと思います。また、裁判はハードルが高いため、簡易迅速な救済手段を工夫する必要があります。

ヘイトスピーチの規制については、国レベルの規制が弱く、自治体による、各地方の状況に応じた対応が期待されます。その積み上げが国を動かすことがあるかもしれません。

## 性的マイノリティと子育てについて、 S・ゴロンボクの研究に学ぶ —オルタナティブな子育ての模索—



研究センター嘱託研究員  
立命館大学生存学研究所客員研究員

有田 啓子

### 一、スーザン・ゴロンボクについて

二〇〇〇年代以降、性的マイノリティの子育てに関する研究は増加し、それは「指数関数的」だと表現されている。本センターのプロジェクト四においても、研究・調査が続行中である。(↓『GLOBE』104号)

この分野においてパイオニアの一人であり約半世紀にわたりこのテーマを追うスーザン・ゴロンボクの業績について概観したい。彼女は、ケンブリッジ大学家族研究センター長であり、日本語訳出版された共著もある。自らの研究の端緒を、「一九七六年、フェミニスト雑誌『スペアリブ』の記事が、その後の、私の研究人生のほとんどを占めるテーマとの出会いであった」と記している。当時は、司法の場でも性的マイノリティ

への偏見が強く、離婚に際し、性的指向を理由に監護権を失うレズビアンマザーの事案が圧倒的だった。そのことを受けて、親の性的指向の子への影響を検証する実証研究に着手する。彼女の調査は、二〇一五年合衆国最高裁のオーババーグフェル対ホッジス裁判(いわゆる同性婚裁判)においても、証拠として採用されている。

ゴロンボクは二〇〇七年に、三〇年を回顧しながら、この分野の研究史を次のように振り返っている。

一九七〇年代に提起された問い、「レズビアンやゲイ家族は、子に発達心理上の悪影響を与えるのか」には、すでに答えが出た。それは「ノー」である。さらに、「父母のそろった」家族を標準としてそこから距離を測る研究姿勢にはすでにパラダイムシフトが起きている。そのターニングポイントのひとつとなったのが、二〇〇一年のステイシーとピブラーツの研究だとしている。

### 二、二〇〇〇年代以降

ステイシーらは、『レズビアンマザーとヘテロセクシュアルマザーの子育てを比較して差異はない』と「マントラ」のように繰り返されてきたが、レズビアンマザーに育てられた子どもたちは、もっとユニークで魅力的なところもあるのに見過ごされていることを、残念に感じてきた」として、違いは違いとして尊重でき



る時代がようやく到来したとされている。こうして、二〇〇〇年代以降、冒頭の通り、関連分野の量的調査とともに質的研究が着目されていく。性的マイノリティ家族の子どもたちは、自分のジェンダーやセクシュアリティについて、より柔軟に認識しながら成長していること、同性カップルは、オープンドナーを利用し、出自についても幼少期から伝える傾向が強いこと、養子縁組において異なるエスニシティの子どもと縁組する割合も多く、子どものルーツの文化を積極的に家族で取り入れていることも定性調査で見出されている。

また、子どもたちの出生から成人までを追跡した長期調査があり、しばしば引用もされる。その研究では、二〇一八年、子どもが二五歳になったときに、母親たち一三人に子育てを振り返ってもらっている。最も困難だったことは、自分たちの性的指向のために、周囲から排除され、差別を受けたこと、親族に快く受け入れられなかったこと、社会に対して理解を促し続けなければならなかったことをあげている。また、シビアな偏見・差別を同じように受けても、立ち直れる子とそうでない場合との違いにも着目されている。

直近では、コロナ禍にあつて、ゲイファーザーの家族、異性愛の家族、レズビアンマザーの家族それぞれの困難を聴き取った調査もある。特にレズビアン家族が被っているストレスの強度が指摘されている。

### 三、今後の課題

ゴロンボクにもどると、彼女はさらに二〇二〇年に、この分野の総括と今後の展望をあげている。欧米・白人・高学歴層以外の社会人口学的多様性への配慮、生殖関連産業の国際的拡大の倫理的意味、トランススペアレント等の「新しい家族」、それに対する政治的反発など課題は残されているとする。一方、法的な親を三人認めるケースが登場したこと、恋愛関係、性的関係のあるなしに関わらない非モノガミーの親による共同子育てなどもふまえつつ、「子どもの健全な心理的発達にとつて、家族関係の質や家族が置かれている社会的環境などの家族プロセスは、親の人数や性別、性自認、性的指向や親子間の生物学的関係性よりも、はるかに重要である」と指摘する。この繰り返し述べられる総括は、彼女の半世紀近い研究をふまえると、重みがある。

日本において、性的マイノリティの子育ての実態を知り、困りごとを可視化することが求められているが、同時に思うのは、困難を招いているのは規範で統べる側であつて、子育てに悩み、支援の手が差し伸べられねばならないのは、「両親の揃った核家族」というスタンダードを体現するマジョリティも同様なのではないか、現代における子育てのオルタナティブを開くヒントは、性的マイノリティの実践にあるのかもしれない、ということである。それらを細心の注意を払って聞き分けながら、実態調査に取り組みたいと思っている。

## 日本企業のビジネスと 人権の取り組みについて： Business & Human Rights Resource Centre 日本代表の四年半を振り返って



研究センター研究員  
大阪女学院大学教授

高橋 宗瑠

コロナ感染者の数が劇的に急増して日本の医療が危ぶまれているなどという状況の中、二〇二〇年東京オリンピックの肯定的なレガシーはと聞かれて返答に詰まる人が多いものと予想されます。しかし筆者の立場で一つだけ言えるとするれば、オリンピックは日本企業がビジネスと人権の国際的ルールを意識するきっかけになったということです。

二〇一四年に私がパレスチナから帰国して、国際人権NGOのBusiness & Human Rights Resource Centre (BHRRC) 日本代表に就任した時、多くの企業が

二〇一一年に国連人権理事会に採択された「ビジネスと人権の指導原則」をすでに熟知して、それを実行する（少なくとも実行しているように見せる）ことの重要性を認識していました。無論それらは日本を代表する有名ブランドで、海外展開も多く資金敵及び人的リソースも豊富な大企業のことですが、それでも第一歩をすでに踏み出しているという感触が得られました。それら大企業が皆口を揃えて話していたのは、オリンピックが開催されるまでに日本企業がこの国際基準を守っていることを国際的にアピールすることの必要性でした。

指導原則によって企業に求められる具体的な行動は大きく分けて、人権方針の策定、人権デューデリジエンスの実施、そして救済申立システムの構築の三つです。完全な統計はありませんが二〇一四年辺りより「人権方針ラッシュ」ともいえる現象があり、かなりの数の企業が指導原則に基づく人権方針を策定して公表しているという印象があります。また、人権デューデリジエンスにも取り組んで、企業として最も注意が必要と思われる人権課題や事業国などの特定に動き出した企業も増えています。もちろんそれらはどれも必ずしも完璧でなく、例えば人権方針には実施体制の明記（例えば「役員に人権担当を任命して、毎年報告書を発行する」など）も求められています。日本の人権方針はそこが曖昧になっているものが多く見られます。また、日本語でしか対応できないホットラインなどでなく、サプライ

ヤーで働く労働者などもアクセスできる救済申立に關してはまだ手付かずという企業が多いというのも実態です。それでも、日本、少なくとも日本企業におけるビジネスと人権は全体的に「動いている」と感じられました。

そうはいうものの、二〇一四年から二〇一九年に現職に就くまで実質四年半BHRRCの日本代表を務めました。日本企業の体質は昔とあまり変わらないと感じることもやはり少なくありませんでした。例えば、サイトに宣伝として掲載できる人権方針なども重要ですが、やはりNGOなどに問題を指摘された時の対応が企業の姿勢を測る一番のものさしです。指摘された問題を真摯に受け止めて、社内調査の結果や効果的な改善策を公表するのか。それとも指摘を無視したり、言い訳で誤魔化そうとしたりするのか。残念ながら後者の道を選ぶ日本企業は依然として多いのですが、そもそも、NGOを対等な立場で話し合う相手などでなく、企業より下の存在と考えている企業関係者は依然としてかなり多いものと感じます。

NGOに対する姿勢はもとより、日本企業（というより、日本社会全体）の閉鎖性を思い知らされることも多々ありました。企業関係者はよく、私に「同業他社はどこまで人権に取り組んでいるのか」と聞いたものでした。その「同業他社」は取り組みが進んでいる国際的

企業などでなく丸の内界限に限定されており、ムラの仲間の評価だけで満足して、国際的な動向になかなか真剣に目を向けようとしないう姿勢が垣間見られました。

そのように、日本企業の人権に対する取り組みには往々にして「形だけ取り繕っている」と感じるものが少なくありません。最低限のお飾りはするが、ビジネスモデルを人権を尊重したものに転換することを本気で考えている日本企業は片手で数えられる程度でしょう。もちろんそれは日本企業だけに限りませんが、日本企業（というより日本社会全体）の特殊な排他性と相まって、余計に障壁を高くしていると思われれます。

日本に限らず企業に直接人権の重要性を説くのは大切ですが、結局は限界があるというのが私個人の結論です。指導原則でも指摘されていますが、国際法によって人権保障の義務は国家にあるので、国レベルで法体制や規制が作られ、人権を侵害する（もしくは侵害に加担する）企業が罰せられる、拘束力のある仕組みが構築される必要があります。欧州各国などでは少しずつそのような法律ができていますが、日本では政府の動きはかなり遅く、二〇二〇年に策定された「二〇二〇年―二〇二五年行動計画」も効果性に乏しい内容ばかりというのが実態です。オリンピックが終わり、ビジネスと人権が忘れ去られないように、政府が本腰を入れる必要があります。

## 人権問題を研究する意味

— 専任研究員五年間 —



研究センター研究員  
鳥取大学地域学部准教授

呉 永鎬

人権とは、人が人であることによつて有する権利である。このように人権概念を掲げられるようになるのは、近代以降である。近代とは、少なくとも理念上は、身分制度やカリスマや慣習ではなく、法によつて人々の自由と平等を保障しようとする時代だからであり、人権は近代の要件ともされる。とは言え私たちは、そうした理想上の近代とは異なる歴史と現実があることをよく知っている。同じ人であるのに、人であることを要件とする人権が十分に保障されてこなかった人々がいる。そしてそうした人々の勇気ある度重なる告発によつて、人権概念は絶えず拡張・再編されてきたし、私たちは今もその

道程にある。

そうであるから、人権問題を研究する世界人権問題研究センター（以下「世人研」）の研究も、その多くは近代が排除してきた人々——ここではさしあたり「マイノリティ」と呼ぼう——を対象としてきた。そして上述したことから明らかなように、マイノリティを研究するということは、そのマイノリティを生み続ける私たちの社会のあり様を問う営為であると言える。換言すれば、マイノリティ研究は、マジヨリティや社会が孕む問題こそ照射するのである（もちろん、例えば外国人といつても障害という指標においてはマジヨリティであるし、また障害のある女性の性的少数者のようにマイノリティ性が重なる場合もある）。

こうした意味において、マイノリティをめぐる問題に、マジヨリティがどのように相対するのか、どういった姿勢で臨むのかということは、決定的に重要になってくる。本橋哲也はかつて、以下のように述べた。「他者から学ぶとは、社会体制のなかで搾取され抑圧され自己決定権を持たない他者（＝サバルタン）になり代わって語ろうとすることではない。むしろ、その声を聴かないでいられる特権的な状況に置かれた私たちのほうにこそ問題があると知るべきなのだ。他者の存在や声がある

ことを知ることでなく、それを自分自身の存在や声にとって欠かせないものとして聞き、関わること。「倫理的である」とは道徳的に正しいことというよりむしろ、そのような他者との関係を作ろうとする営みを怠らぬということである」（『ポストコロナリズム』岩波書店、二〇〇五年）。同性婚、BLM運動、入管施設で外国人が死亡した問題等々、昨今においても枚挙に暇がないが、こうした問題を気にしないでいられる自身の特殊性を自覚することが、マイノリティ問題を改善・解決していくために求められる第一歩であろう。

とは言え、マイノリティの存在や声を「自分自身の存在や声にとって欠かせないものとして聞き、関わること」は容易ではない。マイノリティと社会ないし私たちの関係を捉えるうえで、テッサ・モーリス＝スズキは、法律用語で事後共犯を意味する「連累」を用いて、示唆に富む指摘をしている（『批判的理想力のために——グローバル化時代の日本』平凡社ライブラリー、二〇一三年）。

わたしは直接に土地を収奪しなかったかもしれないが、その盗まれた土地の上に住む。わたしは虐殺を実際に行わなかったかもしれないが、虐殺の記憶を抹殺する

プロセスに関与する。わたしは「他者」を具体的に迫害しなかったかもしれないが、正当な対応がなされていない過去の迫害によって受益した社会に生きている。

わたしたちが今、それを撤去する努力を怠れば、過去の侵略的行為によって生じた差別と排除（prejudices）は、現世代の心の中に生き続ける。現在生きているわたしたちは、過去の憎悪や暴力を作らなかつたかもしれないが、過去の憎悪や暴力は、何らかの程度、わたしたちが生きているこの物質世界と思想を作ったのであり、それがもたらしたものを「解体（unmake）」するためにはわたしたちが積極的な一歩を踏み出さない限り、過去の憎悪や暴力はなおこの世界を作りつづけていくだろう。

すなわち、「責任」は、わたしたちが作った。しかし、「連累」は、わたしたちを作った。

この社会に生きる誰もが、マイノリティへの抑圧や暴力と無関係な存在ではないという認識を持つ（連累に気付く）とき、マイノリティ問題はマジョリティ問題となるだろう。世人研は、そのような意味でのマイノリティ問題を研究し社会に発信していく重要な機関である。その営みに専任研究員として関わられたことを、心から光栄に思う。私はこれからも人権問題を研究していきたい。



## ツラッテイ千本

### 「人権資料展示施設の未来」

京都市共生社会推進室担当部長

北條 昌代

#### ■施設紹介

ツラッテイ千本は、千本地域（京都市北区）の歴史や住民参加のまちづくりなどを通して同和問題をはじめ広く人権について学んでいただく展示施設として、平成六（一九九四）年二月に楽只市営住宅の一角に開設しました。以来、二五年余りにわたり、ヘイトスピーチやLGBTQ等をはじめ、様々なテーマを取り上げた企画展示を行い、市内だけではなく全国から、教育関係者等延べ九万人を超える多くの方々にお越しいただきました。

楽只市営住宅の老朽化や人口減少に伴うまちの再整備が進む中、令和三（二〇二二）年六月に、「子育て・人権・文化芸術の拠点」として開設した元楽只小学校跡地複合施設「ふれあい共生館」に移転し、リニューアルオープンしました。

#### ■元楽只小学校跡地複合施設「ふれあい共生館」

平成三一（二〇一九）年に閉校した楽只小学校は、明治初頭に地域の方々の手によって開校された私塾をルーツとし、一四五年の長きにわたり、子どもたちの教育保障と、同和教育・人権教育の精力的な実践により、地域住民の、差別からの解放の願いに寄り添ってきました。

時を経て、次代を担う子供たちのための楽只保育所や楽只児童館、市民活動や自治活動の拠点となる「北いきいき市民活動センター」、文化芸術活動を支える「HAPSスタジオ」「天才アートKYOTO」と共生することとで、楽只の今と昔をつなぎ、伝えることのできる場所として「ふれあい共生館」が誕生しました。

#### ■千本地域の歩み

千本地域は、かつて蓮台野村と呼ばれ刑吏等の公役を担っていたほか、雪駄等の履物業などで栄えていました。明治四（一八七一）年の解放令に伴う公役のはく奪や松方デフレによる深刻な不況により貧困化が進みました。そのようなか、村年寄の益井元右衛門とその子・茂平は、



○益井茂平

被差別身分の廃止を明治政府に訴え、また、楽只小学校の前身となる寺子屋の建設や眼科医院の開設など、住民の生活向上のために尽力しました。その後、大正一一（一九二二）年の全国水平社創立に際しては、この地に住む南梅吉が初代委員長に選出され、その居宅に総本部が設置されました。

また、昭和四七（一九七二）年からは部落解放研究北区集会（二〇〇三年からは「きたけん」）が取り組まれるなど、千本地域は、人権文化創造の拠点・発信基地としての役割を担ってきました。

まちづくりについては、昭和三〇年代から行政による同和問題の解決に向けた住環境整備事業が本格的に始まり、三〇年余りで住宅地区改良事業が完成。平成五（一九九三）年には、改

良住宅建替えを契機に新たなまちづくりを指して、住民らが基本計画を作り、市内で初めての改良住宅の建替え事例となる「らくし二一」（楽只市営住宅第二一棟）や、全国初となる定期借地権を利用したコーポラティブ住



○千本の赤  
千本教育推進協議会作成の絵本



○展示室一



○展示室三

宅が建設されました。

現在は、楽只市営住宅団地再生事業により、楽只のまちの再整備が進められているところです。

■未来へ

ツラッティ千本は、古くからの学びの地で、引き続き、千本地域の歴史やまちの変遷、まちづくり運動の歩みなどを資料展示により紹介し、市民の皆様が人権について深く学ぶことのできる拠点として、また、研修の実施や様々な人権課題をテーマとした特別展示を展開し、「人権文化の息づくまち・京都」を発信してまいります。

## ふれあい共生館

るほか、市民活動に関する情報発信・交流のためのコミュニティスペースを設置しています。

<https://kyoto-kita-ikilki.jimdofree.com/>

### ■概要

京都市では、楽只小学校と紫野小学校の統合に伴い、平成三十一年三月に閉校した元楽只小学校の跡地活用について、楽只学区社会福祉協議会など地域の皆様からの御要望を受け、検討、協議を重ねた結果、「子育て・人権・文化芸術の拠点」として、複合施設を整備することとなりました。

楽只学区全体のまちづくりの観点から、北いきいき市民活動センター、ツラッティ千本、京都市楽只児童館、京都市楽只保育所を移転整備するとともに、元新道小学校からHAPSスタジオ及び天才アートKYOTOアトリエが移転し、「ふれあい共生館」として開設しました。

### ■各施設・団体の活動内容

#### ○北いきいき市民活動センター

市民公益活動やサークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する施設です。会議室と多目的ホールを備え

#### ○ツラッティ千本

千本地域の歴史や住民参加のまちづくりなどを通じて、同和問題をはじめ人権について学ぶ展示施設です。  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/000049462.html>

#### ○HAPSスタジオ

HAPS（東山 アーティスト・ブレイスメント・サービス）は、若手芸術家の居住、制作、発表を支援する団体。公募によって選出した若手芸術家に制作場所を提供します。

<http://haps-kyoto.com/>





○天才アートKYOTOアトリエ

障害のある方の芸術活動を支援するための空き教室を活用したアトリエ。登録アーティストがアトリエを拠点に様々な創作活動を行っています。

<http://tensai-artkyoto/>



○京都市楽只児童館

○歳から一八歳未満の児童を対象に、健全な遊びの場の提供、遊びの指導、クラブ活動の育成と指導、学童クラブ事業（小学一～六年の昼間留守家庭児童が対象）を行う児童福祉施設です。

<http://www.kyo-yanchane.jp/rakushi/>



○京都市楽只保育所【令和四年四月移転予定】

保育を必要とする産休明けから就学前までの子ども  
の保育を実施する児童福祉施設。一時預かり事業等の  
地域子ども・子育て事業も実施しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/000085806.html>



ふれあい共生館入口



## センター事業案内

### ◆人権講座の開催

#### 人権大学講座

当センターの研究者をはじめ人権問題の各分野において活躍されている方々を講師に招き、府・市民をはじめとして、各方面で人権問題について指導的な役割を期待される方々に人権問題を総合的に学んでいただく講座です。世界人権宣言 50 周年を契機に 1998 年度に開設しました。

内容：人権シンポジウム、講義、ワークショップ、フィールドワーク

今年度の日程は次ページをご覧ください。

#### 人権ゆかりゼミ

「人権ゆかりの地」旧跡を視点とした登録研究員講師による会員制のゼミナール。古文書や絵巻物から見る京都の変遷や渡来文化と京都のかかわりなど、多面的に京都について学び、意見交換します。年 6 回の連続講座で、1 グループは 15 人限定。2018 年度に開設しました。

今年度は、「歴史都市『京都』の移り変わり」と「京都と渡来文化」の 2 講座を開設しています。



### ◆ボランティア人権ガイドの派遣

当センターが養成・認定した人権にゆかりのある地をガイドするボランティア人権ガイドの派遣事業を 2001 年度から実施しています。人権という視点で、京都に数多くある名刹・名庭・史跡などの観光地を案内しています。

### ◆人権学習出前講座

当センターの研究者がボランティアで府立学校・市立学校へ出向き、生徒等を対象に人権問題に関する講座を行うもので 2009 年度から実施しています。

### ◆行政機関等への協力

人権に関する事業の受託・協力、講師派遣等を行っています。

## 2021年度 人権大学講座

### ■ 講座日程

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
7	10月7日 (木)	フィールド ワーク	13:00～16:45	在日コリアンの歴史・現状・多文化共生、東九条の成り立ち	南 珣賢 村木美都子 山本 崇記
8	10月18日 (月)	講義	14:00～15:40	生きるための日本語 ～移住者と人権～	木之本マリル 内田 晴子
9	11月15日 (月)	ワーク ショップ	14:00～16:00	ワークショップで考える「病と人権」	渡辺 毅
10	11月29日 (月)	講義	14:00～15:40	近世京都の町家の継承と女性戸主 —京都市太子山町の事例から—	秋元 せき
11	12月20日 (月)	講義	14:00～15:40	外国人の追放と子どもの最善利益原則	村上 正直
12	1月21日 (金)	講義	14:00～15:00	人権について考える —私の人権論	大谷 實
		修了式	15:00～15:20	研究センター理事長 大谷 實	

会場	講義・ワークショップ	ハートピア京都（中京区竹屋町通烏丸東入る）
	フィールドワーク	受講者に別途案内します。

### ■ 講座の中止について（中止する場合はホームページ等でお知らせします。）

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止する場合があります。ご理解くださるようお願いいたします。

### ■ 受講申込みについて

- 新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、定員(50名)を超える場合は、受講できません。
- 受講日当日の申込みはできませんので、ご注意ください。
- 受講日前日までに、郵送又はFAXで申込みをしてください。複数の受講希望日をまとめて申込みことができます。

### ■ ご受講について

- 新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、マスクを着用してください。
- 体調がすぐれない場合は、受講を控えてください。

## 出版・刊行物案内

GLOBE

グローブ・No.107  
2021年10月発行  
発行人／理事長・大谷實  
印刷／株式会社 田中プリント

### ◆人権問題研究叢書

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論究したものです。



### ◆研究紀要

当研究センターでは、共同研究方式を中心としていますが。特定の課題についてさらに掘り下げた研究を行うために、個々の研究員による個人研究にも取り組んでおり、その成果を「研究紀要」で毎年度、公表しています。



### ◆季刊誌グローブ

当研究センターの研究活動やその他の事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。

当研究センターのホームページで年4回掲載



### ◆京都人権歴史紀行

京都市内や府域に残る、人権にゆかりの場所や事柄、人びとをたずね、先人たちが築いた文化を学び、人権文化の伝統を探ります。

従来の名所旧跡案内とは異なる新鮮なガイドブックで、人権について考えてみませんか。



### ◆誰一人取り残さない ～SDGsがめざすもの～

当研究センターの創立25周年を記念して開催したシンポジウムの記録です。



### ◆ブックレット

- ・企業と人権の現代的問題
- ・考えなくなる人権教育キコンセプト
- ・真の女性活躍のために

当研究センターの研究成果をまとめたブックレットです。気軽に手に取っていただけます。



◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



### 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.khri.or.jp/> [E-MAIL] [jinken@khri.or.jp](mailto:jinken@khri.or.jp)